

# 御殿場市民会館消毒業務仕様書

## 1 業務場所

御殿場市民会館敷地内（別紙1～6「消毒業務範囲図」で示す範囲）

## 2 目的

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5」に基づき、別紙で示す市民会館会議棟及びホール棟内の殺菌・殺虫消毒範囲（以下「全館」という。）において殺虫・殺菌消毒を行うことで、全館を衛生的に維持することを目的とする。

## 3 殺菌消毒

- (1) 消毒方法 随時検討し、適正な薬剤を適正な濃度で使用する。
- (2) 消毒回数 全館 年2回

## 4 殺虫消毒

- (1) 消毒方法 随時検討し、適正な薬剤を適正な濃度で使用する。
- (2) 消毒・調査回数 全館 年2回
- (3) ねずみ、昆虫等が発生した場合は適切な方法により駆除を行う。
- (4) ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害状況の統一的調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ等の発生を防止するための措置を講ずること。

## 5 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。

## 6. その他

- (1) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- (2) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。